

東京都は環境確保条例で

アイドリング・ストップを義務付けています。

■運転者の義務(第52条)

自動車等を駐車又は停車するときは、エンジンを停止する(アイドリング・ストップ)義務があります。原動機付自転車も対象です。

■事業者の義務(第53条)

管理する自動車等の運転者にアイドリング・ストップを遵守させるため、適切な措置を行う義務があります。自動車の台数には関係ありません。

〔例：研修、朝礼での確認、アイドリング・ストップロープの着用など〕

■20台以上の駐車場設置者及び管理者の義務(第54条)

駐車場の利用者に対して、看板の掲示などにより、アイドリング・ストップの周知をする義務があります。

■条例違反には■

- ・義務違反者に対して必要な措置をとるよう勧告します。(第56条)
- ・勧告に従わないときには、違反者の氏名などを公表します。(第156条第1項)

■問合せ先■

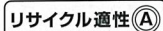
東京都環境局環境改善部自動車環境課

電話 03-5388-3528

環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

自動車環境課Eメール S0000628@section.metro.tokyo.jp

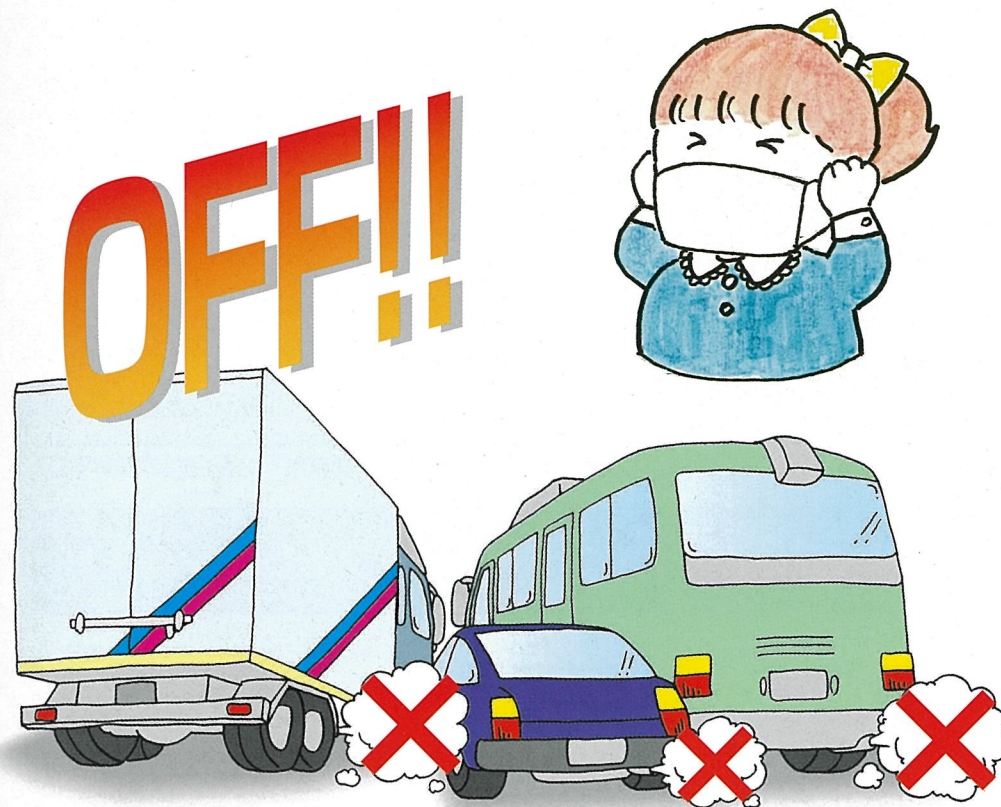
登録番号(29)39号



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

アイドリング・ストップ

～駐停車時のエンジン停止をお願いします～



東京都

アイドリングはあなたの知らないうちに、 こんなに迷惑をかけています。

- ・自動車の排気ガスには、大気汚染の原因となり、健康に悪影響を与える物質が含まれています。
- ・アイドリングによって二酸化炭素が発生し、地球温暖化につながります。
- ・アイドリング時の騒音や悪臭は周囲の迷惑になります。

■アイドリング時の排出ガス量■

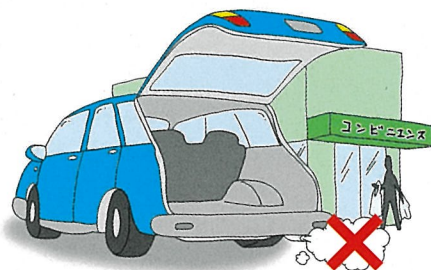
10分間あたり	窒素酸化物排出量 *1	二酸化炭素排出量 (炭素換算) *2
乗用車 (ガソリン車)	0.05g	90g
小型トラック (2t積ディーゼル車)	3.2g	58~87g
中型トラック (4t積ディーゼル車)	4.8g	94~120g
大型トラック (10t積ディーゼル車)	5.1g	160~220g

資料 *1東京都 *2環境庁（現環境省）

こんな時はアイドリング・ストップをしましょう！

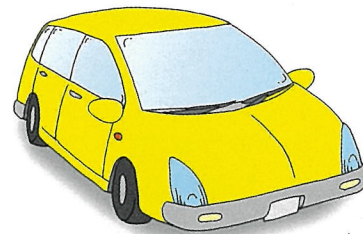
- ・コンビニエンス・ストアなどで買い物をしている間
- ・駅前などで人を待つ間
- ・荷物の積卸し・荷待ち・工事待ちなどをしている間
- ・休憩をしている時
- ・暖機運転が長くなった時

etc.



アイドリング・ストップで、 こんなに燃料の節約ができます。

■例えば毎日30分ずつ、1年間アイドリング・ストップをした場合■



乗用車なら
(ガソリン)

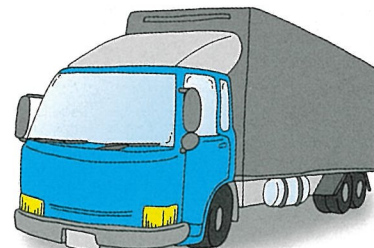
約150リットル

約24,000円

※単価160円の場合

CO₂
排出削減

約348kg



大型トラックなら
(軽油)

約300リットル

約42,000円

※単価140円の場合

CO₂
排出削減

約774kg

■アイドリング・ストップの対象から除外される場合■

- ・信号待ちなど、道路交通法の規定により停止する場合
- ・交通の混雑など、道路または交通の状況により停止する場合
- ・人の乗降のために停止する場合
- ・冷凍車、医療用車、清掃車などの動力としてエンジンを使用する場合
- ・緊急自動車を業務のために使用している場合など